第百三十条第一項中「前条第一項第一号」を「前条第一号」に、「デリツク」を「デリック」に改め、同条第三項中「前条第一項又は第三項」を「前条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

第百四十条第一項中「エレベーターを設置しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、エレベーターを設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第百四十一条第四項中「又は第四項」を削り、「同条第一項」を「同項」に改める。

第百六十三条第一項中「設置されているエレベーターについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、エレベーターについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第百六十四条第一項中「前条第一項第一号」を「前条第一号」に改め、同条第三項中「前条第一項又は第三項」を「前条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

第百七十四条第一項中「建設用リフトを設置しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、建設用リフトを設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第百七十五条第四項中「前条第一項又は第三項」を「前条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

第百九十七条第一項中「設置されている建設用リフトについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、建設用リフトについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第百九十八条第一項中「前条第一項第一号」を「前条第一号」に改め、同条第三項中「前条第一項又は第三項」を「前条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

（ゴンドラ安全規則の一部改正）

第五条　ゴンドラ安全規則（昭和四十七年労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「ゴンドラを設置しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、ゴンドラを設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十二条第三項中「安衛則」を「労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）」に改める。

第二十八条第一項中「設置されているゴンドラについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、ゴンドラについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第二十九条第一項中「前条第一項各号」を「前条各号」に改め、同条第四項中「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「前条第一項又は第三項」を「前条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

（有機溶剤中毒予防規則の一部改正）

第六条　有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第二項第四号中「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第七条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三に次の一号を加える。

十三　令第十四条の二第十三号の電動ファン付き呼吸用保護具

第五十三条第一項の表中「第八十九条の二第一号」を「第八十九条第一号」に、「第八十九条の二第二号」を「第八十九条第二号」に改める。

（機械等検定規則の一部改正）

第八条　機械等検定規則（昭和四十七年労働省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第八条第二項中「又は面体の気密試験設備」を「、面体の気密試験設備、公称稼働時間試験設備又は騒音試験設備」に改める。

第十条第二号中「及び第六号」を「、第六号及び第十三号」に改める。

第十四条を次のように改める。

（型式検定合格標章）

第十四条　法第四十四条の二第五項の規定による表示は、当該型式検定に合格した型式の機械等の見やすい箇所（次の各号に掲げる機械等にあつては、当該各号に定める部分ごとにそれぞれの見やすい箇所）に、型式検定合格標章（様式第十一号）を付すことにより行わなければならない。

一　令第十四条の二第五号の防じんマスクのうち、ろ過材の取替えができるもの（以下「取替え式のもの」という。）　ろ過材及び面体

二　令第十四条の二第五号の防じんマスクのうち、ろ過材の取替えができないもの（以下「使い捨て式のもの」という。）　面体

三　令第十四条の二第六号の防毒マスク　吸収缶（防じん機能を有する防毒マスクに具備されるものであつて、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）及び面体

四　令第十四条の二第十三号の電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できるもの　電動ファン、ろ過材及び面体等（面体、フード又はフェイスシールドをいう。次号において同じ。）

五　令第十四条の二第十三号の電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できないもの　ろ過材及び面体等

別表第一に次のように加える。

令第十四条の二第十三号に掲げる機械等		
現品		七
ろ過材		十四
排気弁及び弁座（排気弁を有するものに限る。）		三

別表第二に次のように加える。

令第十四条の二第十三号に掲げる機械等	
一　粒子捕集効率測定設備	
二　漏れ率試験設備	
三　公称稼働時間試験設備	
四　騒音試験設備	
五　面体を有するものにあつては、二酸化炭素濃度上昇値試験設備	
六　面体を有するものにあつては、通気抵抗試験設備	
七　面体を有するものにあつては、排気弁の作動気密試験設備	
八　面体を有するものにあつては、内圧試験設備	
九　フード又はフェイスシールドを有するものにあつては、最低必要風量試験設備	